



諮問第163号の概要

(住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成)

令和4年5月
総務省統計局

匿名データの作成・提供に係る取組

公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月閣議決定、令和2年6月変更）

（別表 今後5年間に講ずる具体的施策）

- 匿名データについて、統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討する。【総務省、平成31年度末までに実施】
- 匿名データやオーダーメイド集計について、ユーザーニーズ等を考慮しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。【各府省、平成30年度から実施】

公的統計基本計画に基づく取組

（提供早期化に資する取組）

- 公的統計基本計画等を踏まえ、これまでの統計委員会の審議結果等を基に「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」を策定するとともに、総務省統計研究研修所において作成方法の検証を行う仕組みを構築
⇒ 平成31年4月に「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」を改正
- 「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について（平成27年9月統計委員会決定。平成31年2月改正）」に基づき、統計委員会における審議の重点化及び効率化

匿名データの作成・提供に係る取組

匿名データの作成方針

(今回の匿名データの作成対象)

- 公的統計基本計画等を踏まえ、総務省統計局所管の以下の調査について、匿名データの作成を行う予定

統計調査名	作成対象年次	(参考)作成済の調査年次
住宅・土地統計調査	平成30年	平成5年、10年、15年、20年、25年

➡ 今年度中を目標に作成・提供

(匿名データの作成方法の概要)

- 平成31年2月の統計委員会では承された「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」に基づき、リサンプリング、トップコーディング、識別情報の削除等匿名化措置を実施
- 統計調査における新規の調査項目については、上記匿名化処理基準や類似の調査項目の取扱いを踏まえ、必要に応じて匿名化措置を実施
- なお、匿名データの作成方法については、公的統計基本計画及び匿名データの作成・提供に関するガイドラインを踏まえ、総務省統計研究研修所による妥当性の検証を実施

(匿名化処理の検証結果)

- 統計研究研修所において検証したところ、匿名化処理基準を準用して処理を行うことで、匿名性が確保できていることを確認

匿名データの作成に係る匿名化措置

匿名データの作成に係る匿名化措置の主な変更点

(新規に追加する調査項目)

- 平成30年調査における調査票甲及び乙に関する新規追加項目について、匿名化処理基準に準じた匿名化を実施

新規追加された調査項目	処理	(参考)
現住居以外の住宅及び土地の所有状況	・ 有無についてのみ提供	乙調査票は戸数等の記入状況より有無として提供
居住世帯のない住宅（空き家）「その他」の所有状況	・ 提供しない	乙調査票のみの事項

(建て方別に匿名化処理基準を準用)

- 居室数の合計、床面積（延べ面積）等について、建て方別（一戸建・長屋建／共同住宅）に、本調査の匿名化処理基準を準用しトップコーディング及びボトムコーディング※を実施

※ 一定の値を上限値又は下限値として、それを上回る場合には上限値以上又は下回る場合に下限値以下でまとめる措置

- (参考) 平成30年調査において廃止された調査項目
 - ・ 敷地面積及び建築面積（共同住宅のみ記入）（建物調査票）
 - ・ 前住居の所在地（調査票甲）
 - ・ 東日本大震災による転居（調査票甲及び乙）
 - ・ 現住居以外の住宅における床面積の合計（延べ面積）（調査票乙）